

○高圧ガス 四方山話 その5

【ボンベ庫ガス名の掲示】

最近、以下のような質問がありました。ボンベ庫の届出書/許可申請書とボンベ庫の貯蔵ガス名に差異が生じたらどうしたら良いのでしょうか。答えとしては、貯蔵庫に新たなガスを貯蔵したならば、ボンベ庫の掲示に新規ガス名を追加するのが宜しいでしょう。しかし、そうするとボンベ庫に掲示されたガス名と届出書/許可申請書に記載された貯蔵ガス名との違いが生じてしまいますので、法令違反等の心配がでできます。

そこで、まずボンベ庫のガス名掲示について調べて見ましょう。届出若しくは許可申請した貯蔵施設（容器による貯蔵の場合であり、以下ボンベ庫とします）には、貯蔵しているガス名が掲示されています。これは、法律に記載されている「高圧ガス貯蔵庫は警戒標^{注1}を掲示すること」を根拠としており、警戒標は誰でもが容易に容器置場と判るように標示することが定められています。実は、警戒標に貯蔵ガス名を明記することまでは定められていませんが、貯蔵庫の届出書/許可申請書に記載したガス名を掲示することが一般的となっています。貯蔵庫の届出/許可申請には、貯蔵するガス種（第1種ガス、又は第2種ガス）^{注2}とそれぞれの貯蔵量を記載する欄があるのですが、慣習的にガス種記載欄に個別のガス名を記入しています。技術の進歩や発展に伴い、使用するガスは逐次変化して行くのが当然であり、貯蔵庫内のガスも変わってゆきます。従って、ボンベ庫の貯蔵ガスと届出書/許可申請書記載のガス名とは差異が出てきて当然のことなのです。ここで考えてみますと、もともと第1種ガス、第2種ガスそれぞれの貯蔵量が管理対象なので、ガス名にこだわる必要は無いように思われます。この主旨からすると、第1種ガス、第2種ガスそれぞれの保有量が届出/許可申請量を越えないように管理することが重要と考えます。

さて、話は戻りますが、新規ガス名をボンベ庫掲示に追記した後はどうすべきでしょうか。貯蔵庫の新規少量ガスの追加・変更届等は、1年に1回程度、保安係員等の見直し時に合わせて行政へ提出すればよいでしょう。さらに言えば、新規当該ガスを今後も永続的に使用するのか、それとも短期間（1-2年程度）で使用を終了するのかによっても柔軟に対応すればよいと思います。

その他、ガス名掲示に関して以下のような状況もあり得ますので、解釈を記しておきます。

・ボンベ庫掲示に単独ガス名の記載はあるが、それらの混合ガスとしての記載が無い。

<対応>混合ガスに含有されている個々のガス名が既に貯蔵庫に掲示されている場合は、別途対応は不要と考えます

注1) ボンベ庫警戒標：

貯蔵ガスが可燃性や毒性ガスの場合は、(燃) や (毒) をボンベ庫に表示すること

注2) 第1種ガスと第2種ガス：

一般的に第1種ガスは不活性ガス、第2種ガスは可燃性、支燃性ガスとされていますが、施行令第3条に以下のように定義されています。

第1種ガス：ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化

炭素、フルオロカーボン、空気

第2種ガス：第1種ガス以外のガス

但し、第1種ガスのみの混合ガスは第1種ガスと見做します。

以上

(2021/1/12)

※コラムの内容はあくまで福岡市との協議で判断された内容もありますので
各自治体の判断が異なることがあります。